

民生常任委員会協議会概要記録

記録者 主査 熊谷和也

1. 会議の日時

令和4年9月9日(金)

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時30分

2. 会議の場所

第2会議室

3. 審査(質疑・討論・採決)

議案

- (1) 議案第11号 令和3年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について
- (2) 議案第22号 令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算
- (3) 議案第9号 令和3年度気仙沼市国民健康保険特別会計決算認定について
- (4) 議案第10号 令和3年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- (5) 議案第20号 令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算
- (6) 議案第21号 令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
- (7) 請願第1号 気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に関する請願

4. 協議

- (1) 所管事務調査報告書の提出について
- (2) 閉会中の所管事務調査について

5. その他

6. 出席者

民生常任委員会

委員長

菊田 篤

副委員長

秋山 善治郎

委員

三浦 友幸

委員	遠藤 秀和
委員	村上 伸子
委員	三浦 由喜
委員	熊谷 伸一
委員	村上 進

当 局

市民生活部長	佐々木 智美
同 保険年金課長	小松 広和
同 保険年金課課長補佐兼保険係長	村上 明
同 保険年金課課長補佐兼医療給付係長	熊谷 智江
同 保険年金課主事	斗沢 伊世
保健福祉部長	小野寺 憲一
同 高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長	遠藤 光春
同 高齢介護課課長補佐兼介護保険係長	齋藤 美有紀
同 高齢介護課課長補佐兼高齢企画係長	飛田野 良則
同 高齢介護課主幹	鈴木 仁美
同 地域包括支援センター所長	茂木 和恵
同 地域包括ケア推進課課長補佐兼地域包括ケア推進係長	小野寺 るみ子
同 健康増進課長	小松 進
同 健康増進課課長補佐兼健康予防係長	三浦 美恵
同 健康増進課主幹	佐々木 圭一
同 健康増進課保健師	佐藤 純子
総務部収納対策課長	佐藤 浩
同 収納対策課主幹兼収納対策係長	菅野 真一

議会事務局

主査	熊谷 和也
----	-------

7. 会議の経過

午前10時00分 開会

◎委員長（菊田 篤君） 出席委員数7名。定足数に達しましたので、ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

本日の欠席届出委員はございません。遅参届出委員は村上伸子委員でございます。

なお、本日の委員会に説明のため関係職員が出席しておりますので、併せて御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合、委員長はこれを許可いたしますので御報告いたします。

今議会において、当委員会に付託された議案は、議案第9号令和3年度気仙沼市国民健康保険特別会計決算認定について、議案第10号令和3年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第11号令和3年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について、議案第20号令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算、議案第21号令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第22号令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算、請願第1号気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に関する請願の7件であります。

審査等の順番についてお諮りいたします。

次第のと通りの順番で審査を進めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） それでは、次第のとおり審査を進めます。

（1）議案第11号 令和3年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について

◎委員長（菊田 篤君） 議案第11号の審査に入ります。

当局の説明を求めます。保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） 本日もよろしくお願ひいたします。すみません、座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第11号令和3年度気仙沼市介護保険特別会計決算認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の内容につきましては、本会議で御説明を申し上げておりますので、それについては省略をさせていただきます。民生常任委員会用として配付をしております民生常任委員会資料によりまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

民生常任委員会資料「令和3年度介護保険運営状況等の概要について」を御覧いただきたいと思います。

それでは、その1ページを御覧願います。

初めに、1の高齢者人口・高齢化率の推移についてであります。令和4年3月末現在における本市の高齢者人口は2万3,568人となっております。前年度と比較し31人減少であります。高齢者人口も減少するという、そういう時代になってまいりました。総人口5万9,662人に対しまして、65歳以上が占める割合、高齢化率ということですが、39.5%ということで、前年度と比較し0.77ポイント上昇いたしております。今年度中に40%超えるのではないかとありますが、先月末では、まだ頑張っています。ただ、今年度中かとは思っております。

次に、2の要介護認定者数・認定率についてであります。令和4年3月末現在の要介護認定者数は4,677人で、前年度と比較し52人増であります。そのうち、第1号被保険者の要介護認定者数は4,581人で、要介護認定率は19.41%となっており、前年度と比較し0.23ポイント増加しております。

3の介護サービス給付費についてであります。令和3年度の決算額は66億5,821万円。前年度と比較し4,347万7,000円、0.65%の減であります。

4の地域支援事業費についてであります。こちらは令和3年度の決算額は3億3,874万8,000円となっております。こちらについては、前年度と比較し675万6,000円、2.03%増であります。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

5の財政調整基金残高であります。令和3年度末残高は6億1,281万8,426円となっております。前年度と比較し2,053万1,473円減少いたしております。

6の新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免についてであります。令和3年度分は「主たる生計維持者の事業収入等が減収した世帯」という区分で14件、14人に対し64万2,600円を減免しております。前年度と比較して、件数で13件、被保険者数で13人、減免額で63万4,500円。すみません、前年度と比較して件数で13件の増、被保険者で13人の増という形になっております。

3ページ目には参考資料として、要介護（要支援）認定者数、年齢別人口に占める認定者の割合について掲載をしております。

以上が、令和3年度介護保険特別会計決算の概要であります。

私からの説明は以上であります。よろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 説明資料の1ページなんですけれども、3番の介護サービス給付費が今年度大きく減っていたんですけれども、その理由というのはどういう理由でしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

令和3年度の決算につきましては、対前年度比で99.35%と。これまで対前年度比で4%から5%の伸びを示しておりましたが、昨年度より若干給付が下回ったということで、対前年度比で99.35%ということになりました。

考えられる理由としましては、コロナの関係で、令和3年度は特に事業所の状況で、やはり利用控えというのが進みまして、在宅サービスが少し落ちています。しかし、その分施設サービスが伸びておりましたので、結果的には対前年度比で99.35%ということで、それほどの減少にはならなかったんですが、施設の利用が伸びなければ、もっとこの数字は下がると見込んでおります。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいでしょうか。ほかに。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今回の説明資料2ページの、いわゆる新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免で、昨年度、前の年は1件しかなかったんだけど、14件の申請があったということでございます。これはどういうことになっているか、把握しているものがあたら教えてください。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） お答えいたします。

この新型コロナウイルスの影響により収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免につきましては、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した、または主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な疾病を負った第1号被保険者の保険料を減免するというので、対前年度より収入が減少した方が対象となります。なので、令和3年度につきましては、対前年度と比較して収入が落ち込んだ方が多かったということで、令和3年度は件数が伸びたという……（「ごめんなさい、ちょっと担当に説明させてもらっていいですか。ちょっと数字が違うみたいなので、解釈が違うみたいなので」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課課長補佐齋藤美有紀さん。

◎高齢介護課課長補佐兼介護保険係長（齋藤美有紀君） それでは説明いたします。

本日提示しております2ページ目の介護保険料の減免につきましては、令和3年度分の実績のみでありまして、令和3年度中に、元年度分と2年度分まで遡って減免している実績となります。申し訳ございません。

それで、前年度の金額と件数が記載されていないのですけれども、前年度と比べますと363万4,900円ほどの減額となっておりますし、件数については130件ほど減っています。（「前年度の減免の数字を言って」の声あり）はい。前年度の実績としては、（「あと合計と」の声あり）合計でよろしいですか。合計が、減免額が428万6,900円、件数としては146件でした。こちらは昨年度、資料として後日提出させていただいておりますが、本年度は並べて提示をしなかったもので、若干分かりづらい仕様になっていまして申し訳ございません。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 この今日配付された2ページの資料と、今話された中身は全然違う話なんですよね。そうすると、この今日2ページに示している保険料の減免は主たる生計維持者の事業収入が減少した世帯ということで、14件って報告されました。これについて前年度に比べて増えた理由は何

ですかということに対して、今説明をしたんですけれどもね。遡及もあるんだという話は分かったんですけれども。ただ、件数とか金額で、随分この今日示された資料との関係ではちょっと違うのでは。昨年度の資料を今日持ってきていないので、そこについてもう1回説明をお願いします。

◎委員長（菊田 篤君） 保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） すみません、私の説明も訂正をしなければならない形になります。

この6の新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免については、令和3年度に減免した分は、ここの2ページに書いてある合計のところの16件、65万2,000円です。

区分として、令和3年度分としての減免、令和2年度分としての減免という、遡って令和3年度に減免した合計額という形になりますので、この表から前年度との比較というのは見れない形になりますので。そのところはすみません、冒頭に説明したところは訂正をさせてください。

それで、前年度との比較ということになりますと、令和2年度については、先ほど課長補佐が話したとおり、件数では146件、金額では428万6,900円。それが令和2年度に減免した全体ということになりますので、この資料6の16件、65万2,000円との比較というのは、今話した比較ということですので、すごく少なくなっているという形になります。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 では、改めて聞きます。令和3年度分についての減免はどのぐらいになっているんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 先ほど部長が説明したとおり、この2ページ目の6の資料の合計でありますとおり、16件、65万2,000円というのが、令和3年度全体の保険料減免額。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度部分では14件でしたが、遡って令和2年度分と令和元年度部分も減免をして、その総数として16件、65万2,000円ということでもありますので。令和元年度の保険料と令和2年度部分の保険料も、昨年度減免しているということです。

◎委員長（菊田 篤君） 保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） 先ほど課長補佐が言った130件、363万何たらというのは、比較です。その前年が146件だったので、それで令和3年が16件だったので、その比較でいうと130件減っていますと。年度単位のほうで言うと。令和2年の減免額が428万6,900円で、令和3年の減免が65万2,000円なので、その比較で言うと363万4,900円減っていますという、そういう説明でありました。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 令和3年度の話について、2ページの資料はこの……最後の65万2,000円、16件。これを示すために作った資料なんですか。（「そうです、そういうことです」の声あり）ああ、なるほどね。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 新型コロナウイルスの感染症、2年度よりも3年度のほうが、かなり感染が増えてきたと思うんですけども、この減免申請が、随分対象者が減ったというところは、どういうことなんですかね。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 先ほど説明をいたしました、前年度の所得と比較して、翌年度が下がった場合にのみ適用になりますので。あくまでも前年の収入がベースになりますので、2か年連続で下がるとなりますと、2年連続で収入がどんと落ちていかないと、この減免を受ける場合には対前年で30%以上の収入の落ち込みが必要だということになりますので。そうしますと、令和2年度より30%下がって、それからまた30%下がるというように、よっぽど収入が落ち込まないと、2年連続でこの制度の該当になることはないということになります。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 そういう制度なんですね。なるほど。それだと、なかなか救済されませんね。分かりました。その減免については分かりました、いいです。

先ほどの説明資料の373ページに虐待のことについて書いてあります。それで、この資料を見て不思議に思ったのは、相談件数が416件あって、対応件数が87件となっているんですよ。あまりにも相談件数と対応実数について差があるんですけども、ここはどういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 373ページにあります虐待相談件数というところになりますが、虐待の相談ということで、電話とかいろいろなことで上がってくることがあるんですけども、実際にその方のところの調査というか、いろいろな関係機関から聞いたりした中で、虐待として取り扱ったケースが87件という形になっていますので、実数と延べ数という形です。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 それは分かるんですよ。ただ、416件も相談されて、実際に87件しか対応できなかったという、このギャップが分からないんですよ。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） すみません。実数として87件で、上の416件はその他相談も含めた件数になりますので、延べ数みたいな形です。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 虐待の相談件数ということで記載されているものですから、虐待で相談されていて、残りの分はそのまま虐待が放置されているのではないかというふうに見えちゃうんじゃない。そうではないんですか。（「そうです」の声あり）では、どういうふうに見ているんですか。もう

一回。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 虐待相談として上がった件数は87件ありまして、その方々の相談であったり、対応した件数も含めたものが416件対応という形になります。（「書き方おかしいな」の声あり）書き方が、すみません。（「そういうことなの」の声あり）はい。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 いやいや、この書き方だと、416件の相談を受付したんだけど、実際に対応したのが87件しかなかったですよと見えるから。じゃあ残りのこの相談された人は無視したのかというふうにはしか見えないんですよ。そうではないんですね。そこはちょっと工夫しないとだよ。はい、もう一回。

◎委員長（菊田 篤君） 答弁願います。（「実数というのは世帯数で、上が人口みたいなものだよ。延べ件数なんですよ」の声あり）答弁ありますか。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 この場合、虐待という形で言われている実数は87件だということであれば、実際には、具体的にはどんな虐待が特徴的なのでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 細かい数のところは今日は持ってきていないので申し訳ないんですが。最近で多かったのは、養護者のほうの理解度が低かったりして、うまく介護ができていなかったというケースがちょっと多く見られている、最近の傾向としてはあるかなと思っています。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 やっぱり虐待ということについて、もう少し厳しく現状を見なきゃならないと思うんですけども。虐待としてカウントする判断基準も含めてあったことなのかもしれませんけれども、やっぱり87件あった中で、特徴的な虐待というのはどういうことなのかということについて少し説明お願いしたいんです。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 虐待には身体的虐待、ネグレクトというふうに分かれているものがあるんですけども。その養護者がちょっと能力がうまくなくて、よく介護できていないというのは、ネグレクトという、介護を放任しているとか放棄しているという状態に、こちらから見れば判断されることが多いので、そういった方がちらほら出ているというのが最近の状況です。あとは、また暴力的なところ、身体的な虐待というものもゼロではないので、その辺は丁寧に対応していきたいです。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 そうだとすれば、ネグレクトの場合のケースにおいて、虐待ではないかという相

談してくるのは誰なんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 相談者はそれぞれになりますが、意外と地域の方から上がってくることも多いですし、あとはやっぱり周りで気になってというのが、連絡としては多くなっておりますし、あとは親族の方であっても、遠方から来てみたらこんなことになっていたということで相談を受ける場合もあります。パターンがいろいろなので、すみません、これとはちょっと限定しにくいですが、そういった状況であります。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 なかなか本人が電話をするというわけにはいかないと思いますからね。そのことについての把握、そして介護サービスをしていく上で、そこについてももう少ししっかりとお願いしたいと思います。

次に、もう一つ。介護予防との関係でちょっとお伺いしたいと思いますが、介護予防をしたことによって成果が上がっていて、介護にならないケースが増えてきたという。成果として上がっているのは分かるんですけども、ただ一方で、どうしても年を重ねてくれば、介護を利用しなければならない状況が増えてくるわけですよ。そこを我慢して、本来なら少しデイサービスに通ってもらうとか、少し介護サービスそのものを受けることを理解してもらいたいと思いますかね、施設との関係もありますから、そういうことも一方では必要だと思いますけれども。その辺の兼ね合いはどのようになさっているのかをお伺いしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 介護保険につきましては、度々制度改正もありまして、要介護認定をすることしかサービスを利用できないというわけではなくて、徐々に総合事業というのが出てきてまして。それは介護認定を申請をしなくてもチェックリストというもので、やはりそのサービスの利用だという判断が、その結果がなされればサービスが利用できると。ただし通所系のサービスとか、サービスは限定されますけれども、そういった部分で、割と介護認定をするまでには至らないんですけども、サービスが必要だという方にもそういった事業で対応しているという状況になります。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 もう一つお伺いします。認知症との関係でお伺いしますが、結構気仙沼ですと高齢で独り暮らしの方がいらっしゃるわけでありまして。訪問している民生委員の方々、訪問サービスも一定程度ありますけれども、認知症でなかなか自分が介護サービスを受けたいのかどうかという自己判断ができない方というのが出てきているように思うんですけども。そこに対する対応というのは、どのような形になるのかお伺いします。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎**高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君）** 認知症に関しましては、後で補足して所長のほうからも説明していただきますが、なかなか本人に向かって認知症だと言うことも、自尊心を傷つけるとかそういった部分があって、なかなかそういうものも難しくて。周りである程度認知症の理解が進まない、やはりこういった高齢化がどんどん進む中で、そういった認知症のグレーの方も増えてくるということも想定されますので。市のほうとしましては、認知症サポーターとか、認知症に関する様々な理解が浸透するような事業を行っておりまして、市民の認知症への理解を広げることが、認知症になっても地域であまりトラブルなく過ごせるようになるということで、そういった事業は進めているところでございます。

◎**委員長（菊田 篤君）** 秋山善治郎委員。

◎**秋山善治郎委員** 日常的にはすごく元気で快活で社交的であった方が、独りになるといきなり泣き出すという事例に遭いまして、びっくりしたんですけども。外見的に、外から見ていけば本当に全然気づかないような状況の方で、今、災害公営住宅で独り暮らしをしている方って結構いらっしゃいますから、そこでは今LSAを含めてサポートしていると思いますけれども、認知症の問題に対してもしっかりと対応するような形ができていますのかどうか。そこは確認しておきたいと思いません。

◎**委員長（菊田 篤君）** 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎**地域包括支援センター所長（茂木和恵君）** 先ほどおっしゃったとおり、独り暮らしで認知症になってきているのかという方になりますと、やはり一度会っただけでは分かりづらいというところが、私たちも感じるところでありまして。そういった場合、お友達だったり近所の方だったり、「やっぱりちょっと前と違うんだけど」みたいな話を伝えていただくと、私たちもそこからまたその方の、もしかしたら何か病気があるんじゃないとか、そういったところで詳しくお話を聞くことができるんですけども。なかなか認知症の方って、初めてお会いしただけだと分かりづらいというのが私たちもすごく感じているところなので、時間をかけながら対応していくしかないというところになります、いただいた情報は大事につなげていきたいと活動しているところであります。

◎**委員長（菊田 篤君）** 秋山善治郎委員。

◎**秋山善治郎委員** うちの母を見ていたときもそうなんですけれども、全て忘れてしまうわけではなくて、部分的な部分で決定的に忘れてしまう性格がありますから、そこが気づかないと本当に気づかないでしまうんですね。普通の生活、普通の対面で話をしても、ごく普通の会話をできる状態であっても、やっぱり認知症は認知症としてそれで見えていかななくてはならないと思いますので。そこについては、本当にいろんな手を打たなきゃならないんですけども、気仙沼的に、さっき高齢化率がありましたけれども、やっぱり災害公営住宅での独り暮らしの部分については、特に対応をしっかりとお願いしたいと思います。

私は終わります。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 権利擁護事業の中で、先ほども虐待のことがあったんですけども。私も聞きたいのは、373ページの中の成年後見制度の部分でちょっと聞きたいんですけどもね。

研修会をやって、対象がここに書いてあるところで参加人員が24名だったというんです。例えば今、秋山委員が言ったように、在宅で独り住まいの方で、周りにはそういう支援もあるんです。あとは施設に入っていて、秋山委員が言ったように、昔のことは覚えているけれども、昨日のことは分からないという軽い認知症だとかは、高齢化に伴う感覚が鈍ってきているというか、そういう認知症の手前とか、分からないですけどもね。その成年後見制度というものを、市がここに書いてあるような適切に利用できるように相談に応じるという部分が、どのように具体的に動いているのかというのが。いろんな方から相談されたときに、成年後見人というのは、やっぱり家庭裁判所に行って、診断書ももらって、2か月あって、いろいろなことを通ってするわけですね。そうすると、実はお子さんたちが親の財産を例えば譲り受けるとか、何かするときに、後見制度をきちっとやっついていかないと難しいとかとなってくると、なかなか話が進まないということになってくるんですけども。この、市が適切に利用できるように相談に応じるというところの体制というのはどのような形になっているのか、お聞きしたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 成年後見制度につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、家庭裁判所のほうに申し立てて、成年後見人を立ててということで行っているわけですが。やはりそういった成年後見制度について広く周知したり、あと課題としては、もう法人じゃなくて個人で後見をやっている方が、それぞれ裁判所とだけつながっていて、誰が後見人かということが分からないような状況で。ただ後見人そのものが、いろんな部分で悩んでいたりなんかするんですけども、どこにも相談しようがないという状況にあります。市としては、そういった状況を打破するために、昨年度に中核機関を包括支援センターに設置しまして、裁判所と一緒に、そういった個人で行っている後見人に対して、市では具体的に誰がやっているかというのは分からないんですが、裁判所のほうから一人一人の個人に対して「何かあったら、市のほうで中核機関を設置しておりますので相談ください」みたいな形で御案内いただいて、やはりそういうつながりをつくっていただいて。市のほうでは一人一人の後見人のサポートをしながら、あと併せて成年後見制度を広くいろんな方々に知ってもらいたいという周知にも、その中核機関が中心となって取り組んでいるところであります。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 分かりました。例えば公共事業として用地買収したときに、そういう状態の方が所有者であって、御家族がそういうことでいろいろやったんですけども、後見制度を利用しなくちゃならないといったときに、どこに相談をしていいのかというのがなかなか分からないという方がい

るんですね。その息子さんとか娘さんとか、御家族とか、そういった方々に関しては、例えば弁護士に行くのか、司法書士に行くのかということの前に、行政が窓口になるということはあるんでしょうかね。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 先ほど委員おっしゃったように、最後は家庭裁判所に申立てするのは御家族であったりとかということにはなるんですが、それまでの手続だったり相談窓口ということで対応はさせていただいているところです。市として対応させていただくのは、その相談先の紹介という、そういったところになっています。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 これまで、そういうことで相談を受けた件数ってあるんですかね、具体的に。令和3年度でもいいですけども、これまでの累積でもいいですけども。そういうことがあったから、こういうことが始まったと思うんですけどもね。

◎委員長（菊田 篤君） 地域包括支援センター所長茂木和恵さん。

◎地域包括支援センター所長（茂木和恵君） 令和3年度ですと、高齢者としては実人数として26人、障害者の方は12人の相談ということで、社会福祉課と一緒に相談をしていくところになります。

◎委員長（菊田 篤君） 熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 分かりました。なかなかこういうところは、すごく大事なことだと思うので、ぜひ力を入れて。1回と限らず2回も3回もって、お願いします。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。村上伸子委員。

◎村上伸子委員 先ほどの秋山委員の話にちょっと戻る格好になりますけれども、介護認定の話。先ほど認知症の方の、認知なので自分で分かっているという話なんですけれども。最近あった話ですと、地元で高齢者が倒れまして。息子さんと2人暮らしなだけけれども、倒れてしまって病院に運ばれたんですが、介護認定も何も受けていなかったという90代がいます。で、病院、今やんで、施設も探しているんですけども、介護認定も受けていなかったということで、家族と一緒にいらしていても、そういう御家族いらっしゃるんですね。息子さんが忙しくて、言葉悪いけれども、忙しいかあるいは気が利かないかで、たまたま出張のときにお母さんが倒れたという事例がありました。

そうすると、いわゆる家族を含めた介護認定の認識のない方々っているんだというのが分かりましたので、家族がいても元気な働き手の息子や娘がいても、そういう取りこぼしというのはあるのかとちょっと考えたものですから。いかがなんでしょうか、そこら辺は。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） なかなか申請につきましては、御家族なり御本人が申請をしていただくということにはなっているんですが、ただ、委任状で代理の方が申請

することも可能です。例えば同居していない家族の方であっても、そういった部分では相談を受けたりいたしますので、そういう困っている状況を教えていただければ、それなりにこちらのほうでは対応させていただきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 村上伸子委員。

◎村上伸子委員 ありがとうございます。恐らく、本当に知らなかったんですよ。お母さんが日常的に御飯を作って、40代か50代の息子さんなんですけれども、御飯を食べて、それが何十年、年々続いてきたものだから、本人が分かっていなかった。あるいはお母さんはいつまでも息子を見るべという気持ちでいたという感じみたいなので、介護認定ということの必要性すら感じていなかったという印象でした。慌てて病院に運ばれた後でということだったので、そういうことに関しては地域でもお知らせとか私たちができる部分で周知とか、あと介護認定離れないようにということは、地域ぐるみでいろんなケアしていきたいと思いますし、そういう制度とか、柔軟にやるのであれば、ぜひ利用して介護認定を受けるように勧めますので。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 私たちとしましても、機会を捉えて、やはりそういった介護保険制度の周知にはしっかり取り組んでいきたいと思います。平成12年に制度ができたので、もう大分、年は過ぎたんですけれども、今のお話ですとやはりまだそういう、何かあったときには申請が必要だということすら分からない方も世の中にはいらっしゃるということですので、私たちのほうとしても、そういったことを踏まえて取り組んでいきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 令和3年度、決算年度の審査なので確認しておきたいんですが、主要施策の成果の関係です。介護保険については特別会計扱いして、300ページだったっけ、あるんですが。ちょっと分かりづらいのが、特異なことなんです、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのが何回か交付されておまして。例えば主要な施策の成果だと、108ページに民生費、社会福祉費の老人福祉費、3款1項5目の中で新型コロナウイルス感染症対策従事者（介護）慰労金事業というのがあって、1,500万円何がしがあるんですね。これは一般会計の中で見れるんですが、この所管課は保健福祉部高齢介護課なんですよ。

一つの事業名からすると、この臨時交付金活用事業の区分けの仕方は、所管課は高齢介護課となっているんですね。だから、主要な施策の成果の中で、歳計、介護特会の中でもこういう事業になっていますよというような、行ったり来たりが分かるような制度になるといいんですね。

もう一点。この同じ高齢介護課で、介護福祉費の中で、さっき秋山委員も話していましたが、介護保険料特別会計繰出金として新型コロナに伴う保険料減免への補填分として128万円ほど一般会計から介護特会のほうに繰り出しています。それを基に、さっきの今日提出した資料の減免状況が。さっき65万2,000円とかって言っていたんですが、この交付金の活用事業の事業費の額でいくと128

万円なんですよね。128万円。これは2月の定例会のときに求めた資料で、どういう事業がどここのコロナ関係の、経済とか教育とか生活支援とか感染予防のために、区分して一覧表化になっている資料があるんです。後で見えてほしいんですが、第124回かな、2月定例会の議案13号と議案32号の説明資料の中に一覧化されたものがあるんです。

これを見ていくと、この決算年度、令和3年度の介護特会を見ていくと、減免がありましたとか、高齢化こうなりましたとか、出現率がこうなりましたとか、これは分かるんですが、相談がこうだとか。その市役所の中の、一般会計の一つの特殊な臨時交付金の特会の分、行ったり来たり、流れが分かるような表記にさせていただくといいのかと思います。どうでしょうか。例えば保険料減免の件、そして介護慰労金の関係、さっぱり一般会計にもう委ねてしまっているのか。それとも介護特会では、実際に携わるわけなので。書き方なんです。主要な施策の。

◎委員長（菊田 篤君） どなたが答弁しますか。休憩しますか。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時53分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

村上 進委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。（「では私、もう1回」の声あり）村上 進委員。

◎村上 進委員 今、休憩中のやり取りで、地方創生臨時交付金の活用事業の内容については、それぞれ読み方、見解あって、仕分をするということはよく理解します。例えばもう一つで言うと、介護保険特別会計繰出金として、新型コロナに伴う保険料減免への補填分として128万円が一般会計で措置されて繰り出されている。そして介護特会では繰り入れると。詳細分からないわけですよ。額は交付金の事業名で明細になっているんですが、決算年度の中で、ではどこにどう決算上説明されているのかという、さっきから調べているんですが、なかなかつかみ切れないんですよ。そういうのをするために、お互い相関するんだけど、一般会計と特会で行ったり来たりしていたけれども、そういうのが再掲されてもいいのかと思いました。どうぞ。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） お答えいたします。

当初、128万円については予算として措置されておりましたが、2月議会でその128万円は全額下ろして、実際には介護保険特会へのコロナの分については繰り出しはありませんでしたので、決算の中に介護特会への繰り出しが実際ありませんので、記載はできなかったということになります。

◎委員長（菊田 篤君） いいですか。村上 進委員。

◎村上 進委員 そうしますと、決算年度の事業の事実に基づいて施策を報告するのが基本だという

ことで理解をします。

もう一つなんですが、任意事業の関係で配食サービスがあるんですよね。介護保険のところで、予算的には任意事業トータルで決算額が357万479円。不用額が399万9,521円となっております。よく聞くお話なんですけど、さっきもちらっとどなたかお話ししていましたが、配食サービスって、仕方、工夫をすれば、民間の力を借りてやれるんじゃないかということなんです。それもタイムリーに、ひどい話も聞こえてくるんですが。例えば1人配食するために、5人のボランティアが集まって配食しているんですよとあって、何とかならないでしょうかねというのが、配食サービススタッフの生の声なんです。さっきちらっとあったんですが、そういうのは決算なので、ここにかなりでかい不用額も生じているんですが、任意事業、それだけではないと思うんですが。その点のこの決算を終えて、見直しがかかるということで理解していいんですかね。いやいや、まだ継続するということなんですかね。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 配食サービスにつきましては、目的としましては、やはり見守りが必要な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して食事を提供することで、高齢者が地域の中で引き続き生活していくということを支援するというのが目的なんですけれども。最近の状況といたしましては、民間の弁当の宅配というのが充実してきたと。こちらのほうを介さないで直接自宅のほうにお弁当を配達するという事業も充実してきたということもありまして、利用者は減少傾向にあります。その民間事業者も、やはりただ物を配るだけではなくて、その中で体調が不良だと思うときには、連絡もあります。それが見守りの一つにもなっているということでもありますので。ただ一方では、まだ若干ですがそういった方もおりますので、ちょっと一方的にやめるという判断にはまだ至りませんが、そういった状況を踏まえて、今後その方向性については内部のほうで少し研究していきたいと思っております。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 結構見守りは、重層的な見守りの構図があるわけですよね。配食がそのツールの一つとしてあるだけで、実はもっともっとメンバーがいるわけですよ、見守りスタッフが。だから思い切って切り捨てるじゃないですよ、有効的に予算を使うためにはどう工夫したらいいのかという曲がり角になっているんじゃないかと思うんですが、ということです。そんなに見守りが不足しているわけじゃないですよね。どうぞ。

◎委員長（菊田 篤君） 高齢介護課長遠藤光春君。

◎高齢介護課長兼地域包括ケア推進課長（遠藤光春君） 今、委員がおっしゃるとおりで、様々な重層的な見守り体制をとということで進めておりますが、やはりその見守りでも、これしか見守る方法がないという方も中にはいるかもしれませんので。そういった部分では、やはり現状の中で、ほかの見守りに引き継げる方なのかどうかという精査もしながら、しっかりとその配食サービスをやめ

ることによって、見守りがなくなったということがないようにしながら進めなければならないと思いますので、そういった点を一つ一つ確認しながら、必要性を確認しながら進めていきたいと思
います。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 主要な施策の375ページ、成果と課題の中に、「配食サービスは、民間サービスが拡
充したこともあり、利用の必要性についてケア会議で検討している」ということ。今の話、まさに
そのとおりだと。そういうことが、いろんな見守り含めて重層的な構図があるので、タイムリーに、
配食に代わって何がつくるか、そういうシステムというのも、ぜひ検討していただきたいと思
います。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。なければ、これにて質疑
を終結いたします。

これより討論に入ります。（「ありません」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は認定すべきものと決まし
た。

当局と空気の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時08分 再 開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

（2）議案第22号 令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第22号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） それでは、議案第22号令和4年度気仙沼市介護保険特別会計補正
予算について補足説明を申し上げます。

各種会計補正予算書の139ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,232万8,000円を追加し、予算総額を83億5,132万
5,000円とするものであります。内容につきましては本会議で御説明を申し上げておりますが、主な

ものは歳入の部分で第1号被保険者保険料の減、それと歳出のほうでは人件費の調整、令和3年度介護給付費、国庫負担金等の精算返還金、それに加えて前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるといった内容であります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第22号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案を可決すべきものと決しました。

当局入替のため、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時14分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開します。

（3）議案第9号 令和3年度気仙沼市国民健康保険特別会計決算認定について

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第9号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、着座で説明させていただきます。

決算の内容については、本会議で御説明を申し上げておりますので、本日は配付しております「令和3年度国民健康保険の運営状況について」、こちらのA4判で御説明を申し上げていかげしょうか。（「お願いします」の声あり）

お許しいたきましたので、令和3年度国民健康保険の運営状況について御説明を申し上げます。

初めに、1の被保険者数の推移であります。太枠で囲んでいる部分が、令和4年3月末現在です。被保険者数は1万4,476人で、人口に占める加入率は24.26%となっております。前年度と比較しますと、被保険者数は450人減少し、加入率では0.24ポイント減少しております。被保険者数は年々減少傾向にありますが、一方で被保険者のうち、65歳以上の前期高齢者数は7,624人で、被保険者に対する割合は52.67%と半数以上を占めることとなります。昨年度は51.74%で、0.93ポイント上昇し

ております。この割合は、団塊の世代が75歳を迎える本年度をピークに減少するものと推定されますが、当面同程度の割合で推移すると見込んでおります。

2は、保険税の収納状況であります。表の右から3列目になりますが、現年度分の収納率は94.82%、滞納繰越分の収納率は19.63%となっております。前年度と比較して、現年度分は1.56ポイント上昇しましたが、滞納繰越分は0.41ポイント低下しました。国保税全体では、収納率2.19ポイント上昇しております。

3は、療養給付費等の状況についてであります。太枠で囲んでいる部分が令和3年度で、療養給付費は61億7,948万6,000円。被保険者1人当たりの医療費は41万7,730円となっております。前年度と比較し、療養給付費は4.50%上昇、被保険者1人当たりの医療費においては6.57%上昇しており、コロナ禍以前の水準に戻ってきております。

4は、財政調整基金の状況についてであります。太枠部分が令和3年度で、年度末現在の財政調整基金残高は6億7,203万5,000円で、前年度より10.94%減少しております。

以上が令和3年度国民健康保険の運営状況についてであります。よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（菊田 篤君） 以上ですか。（「以上でございます」の声あり）

質疑の前に委員長から申し上げます。決算審査でありますので、決算に基づく審査、または資料に基づく質疑であれば、その資料名とページ数をあらかじめお話ししていただいて、質疑をお願いしたいと思います。

それでは、これより質疑に入ります。三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 一般会計・特別会計決算の基金運用状況審査意見書の39ページなんですけれども、不納欠損額が結構大きく膨らんでいるような形になっているんですけれども、この原因というのは、どういう理由があるんでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 収納対策課長佐藤 浩君。

◎収納対策課長（佐藤 浩君） こちらの不納欠損については、滞納されている額が、今後収納の見込みがないと判断したものの金額でありますけれども。国保税もそうなんです、税金を納めていただくに当たっては、督促状が出て一定の期間を過ぎると滞納処分の対象になります。督促状を過ぎた後に滞納整理の事務に入っていくわけなんです、まず行うのは財産調査等を行って、その方が払えるのに払わないのか、払えないから払わないのかという見極めを行います。この不納欠損になるというのは、払えないから払わない状態の方々で、それについては法的に一定の基準がありまして。例えば低所得であるとか、財産が、預貯金がなく、差押えしても換価ができる財産がないと

かという状態の方々が対象になって、それはその年によって、もちろん変動するんですね。

なので、去年に比べ今年は増えておりますが、これについてはその時々滞納者の状況によって変わるものですので、決してうちのほうとしても、これについて増やそう、減らそうということではやってるわけではありません。今年については4,358万円という金額が上がりましたけれども、その滞納処分ができませんという判断を、まずするという場面があります。滞納処分をできないというのは、先ほど言ったとおり財産等がなくて、差押えもできずということになりますが、滞納処分をして同じ状態が3年間続いた場合は、消滅時効になるんです。その方々が含まれてのこの金額なんですね。

その3年経過した方々については、純粋に3年間経過した人たちは全体で249人いるんですけども。この欠損になった4,358万円の実人数は249人なんですけど、そのうち3年間経過して、今回欠損になった方々は85人います。

ということで、その時々で、今年滞納処分はもうこの方はできませんとなったときには、3年後にその結果というか、欠損になるという仕組みが一つあって、そのほかに財産がなくてもう納められないということで、5年間経過した場合は消滅時効ということになるので、その方々が61人ということになります。そしてあとは、もちろん生活保護を受けていらっしゃる、所在が不明であったりということで、今年増えているのはそういう3年間の積み上げでの数字と、昨年度そういう判断をした方々の合計ということでこの金額になりましたので、令和2年度から比較すれば、全体としては大きくなったという結果でございます。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 この令和3年、令和2年のほかに、前回の令和元年のやつも見たんですけども、元年と2年はそんなに額が変わらなかったように見えたので。この額というのはそんなに、たまたま元年と2年が近かっただけで、結構年度ごとにかかなり大きく変動するのか。それとも何かこう、コロナか何かの影響なのかなとも思ったんですね。ただ、そういうふうに時効が3年とか5年とあるので、時間差で来るものだと認識していましたので、そうするとそのときにまた別な要因が、何か過去にあったのかなと思ってお聞きしてみたんですけども。

◎委員長（菊田 篤君） 収納対策課長佐藤 浩君。

◎収納対策課長（佐藤 浩君） 先ほど委員からも言われたとおり、コロナの影響も当然あって、そのために所得が下がって滞納処分ができませんねとなった方々もいらっしゃいますけれども。実は

収納対策で、方針としては現年度の取りこぼしがないようにするのが一つ。それから、滞納繰越をされている方、滞納繰越分のある方々については、過去の分なので、今現在の生活状況で、この方が果たして納められるのかどうかという見極めを重点的に行っているんですね。ということで、滞納処分の停止をする件数も実は増えているんです。なので、年々この欠損額は増加する要因もちょっとあるということでお話ししておきたいんですけども。

そういうことで、税金は頂くか、もう欠損にするかどちらなので、いずれ滞納整理をするということは、どちらかをうちのほうで選択をする。なので、取るほうはもちろんですけれども、取れないと判断したのもも増えるという、滞納整理をしていく中ではそういう側面があるということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 もう一度簡単に確認だけなんですけれども。年々増加しているというのと、あとコロナで現状を見極めて、極端に上がっているわけではない形なんですか。それでもコロナで上乘せがあるというお話でしたけれども、その辺のところはどうなのかというのを、もう一度お伺いします。

◎委員長（菊田 篤君） 収納対策課長佐藤 浩君。

◎収納対策課長（佐藤 浩君） 特に国民健康保険税の場合は、所得が市税の滞納の皆さんと比べれば、ある程度もう年金とか、そういう収入の限定されている方々が多く滞納されているので、そういう面でいえば、コロナの影響というのはあまり大きくないとは認識しているところでございます。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） いいですか。ほかにありませんか。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 接収率なのか施策の成果なんですけれども、今日記載されていないことについてお願いしたいんです。国民健康保険は今、県との関係で、ほとんどの部分の事務作業を県で行っていますよね。その動きはどうなっているのかといいますか、国保全体の流れがどうなっているかというのがちょっと見えないんですよ。議会があるわけではないし、ほかの市町村との関係もありますから、決算のとき年に1回は、少なくともこの県の事務がどうなっているかということについて報告が必要なのではないかと思うんですけども。そのようなところはどうなんですか。検討できないでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 市民生活部保険年金課長小松広和君。

◎**保険年金課長（小松広和君）** お答えいたします。

平成30年度から都道府県単位化が始まったということで、宮城県と、それから各市町村が、それぞれ保険者だということでスタートしております。それぞれこれまでも国保の制度、税率をはじめ、いろいろな部分で各市町村に違いがございます。都道府県の単位化になったということで、今、その統一に向けた作業を進めておりますが、統一の方向性、それから統一の可能な項目、それから目標年度等、協議をしていくことにはなるんですけども。

その検討項目に対する協議につきましては、県の国保連携会議の各部会3つ、財政部会、事務処理標準化部会、収納対策部会でそれぞれ項目について協議を進めているところですけども、そちらで協議をして。さらにその上の組織になります国保運営の連携会議のほうで、今検討は続けているという状況でございます。

今後、令和5年度の次期国保運営方針の策定作業につなげるよう、スケジュールが組まれて話合いが進んでいるところです。なかなか今、秋山委員が御指摘、お話ありましたような情報として、協議は進んでいるんですけども、お示しするものがちょっと少ないかなという状況です。協議はちゃんと進んでおります。

◎**委員長（菊田 篤君）** 市民生活部長佐々木智美さん。

◎**市民生活部長（佐々木智美君）** お答えいたします。

今、秋山委員からお話しいただいたような情報が少ないということを過去にもいただいておりましたので、市としても、委員の皆さんに提供できる情報というのは限られているんですけども、年に2回、県のほうの国民健康保険の運営協議会の開催資料については、皆様に情報提供させていただいているところです。引き続きその情報を提供させていただきながら、県の統一化のほうを報告してまいりたいと思います。

以上でございます。

◎**委員長（菊田 篤君）** 秋山善治郎委員。

◎**秋山善治郎委員** この財政調整基金との関係で、当市ではこの財政調整基金を持っているから、保険料の引上げもしないで当面やっているという話をされてきました。その流れで、ほかの市町村との関係でどんなふうになっていくのかというところが、やっぱり決算決算で、その状況について判断しなきゃならないと思うんですよ。そこについて分かるような資料というのは必要になるかと思っておりますので、各市町村の動きとの関係で、運営協議会で出された資料のやつをね。気仙沼市として

どう分析して、財政調整基金なり、それから国保税の今後の在り方についての考え方をしていくのかということについて、やっぱりその時々で必要だと思っているんです。突然、県で一本になったから国保税上げますという話で宣言されても困るわけでありますので、その流れについて、しっかりと説明が必要だと思っています。

今、なかなかそこまで出せないと話されましたけれども、今、気仙沼で持っている財調の残高との関係で、もうしばらく今の国保税を維持していけるという見通しだという判断でよろしいでしょうか。そこはお伺いしておきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

本市の現行の保険税率、それから県がお示ししております令和4年度の標準保険税率を比較しますと、医療分の所得割以外につきましては、全て標準保険税率のほうが高くなっております。

標準の保険税率の算定に必要な保険税額につきましても、本市において、仮に収納率を100%達成したとしても、県が示しております必要な保険税額に満たない調定額となっております。被保険者の高齢化、それから医療の高度化に伴いまして、今後医療費の伸びが予想されますこと、それから時期は未定でございますけれども、都道府県の単位化に伴いまして、県内統一の保険税率となることを見据えますと、税率の見直しは必要であるとは考えております。

しかしながら、国保の被保険者の実態を見ますと半数以上は高齢者でございますし、また、被保険者の方々は低所得者が多いということでもありますので、国保税の見直しにつきましては、財政調整基金の残高の推移を見ながら、毎年毎年検討していく必要があるかと考えております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 今の課長の答弁は、気仙沼市の財調基金がゼロになるまで県の統一はないという、そんな判断でよろしいですか。

◎委員長（菊田 篤君） 答弁を求めます。保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） まだ時期は示されておりませんが、いずれは県内の統一税率、保険料については近い将来統一されますけれども、今、気仙沼市の保険税率が低い状況なので、統一した保険税率にする場合には、今の気仙沼市の保険税率より高い税率が設定されるということが見込まれますので。そこに一気に合わせて税率を上げますと、なかなか被保険者の方々の負担も大変になりますので、そこは財政調整基金を使いながら、一気に上がることを抑えながら、財政調整基金

をうまく回していきたいと考えております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 その微妙なところを、ぜひしっかりと課長の思いも含めて書いても構いませんので、ぜひワンペーパーで報告をお願いしたいと思います。

もう一つ、令和3年度の決算の中で、新型コロナウイルスについて書いてありますけれども、インフルエンザによつての国保との関係について、どのような影響があったのか、そこについてどんな分析をしているか教えてください。要するに、これからも含めて検討しなきゃならない、令和3年度の結果について教えてください。

◎委員長（菊田 篤君） 市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） お答えいたします。

保険年金課としましても、医療費の請求、病院からの請求書等を見ましたところ、ほとんどインフルエンザによる医療費というのは、医療費全体に影響を及ぼすほどのインフルエンザに係る医療費というのは出ておりません。今のコロナ感染予防に対する対策、手洗い、マスク着用等を引き続き皆さんが進めていただくのであれば、インフルエンザについても大きな感染は出てこないのかなと、素人ではありますが思っております。なので、インフルエンザによる医療費への影響というのは、今の段階では見込んではいないところであります。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 財政調整基金6億、7億をためておく根拠というのは、実はインフルエンザ対応だということで、ずっと長く言われてきた経過があるんですね。それで聞きたいんです。過去はそうだったんですね。6億、7億は必要と。もう1億、2億で十分ではないかという議論をされて、いや6億、7億が必要だということの根拠について、いつインフルエンザになるか分からないから、そこに対する対応として基金が絶対必要だというのは指摘されてきたわけです。今そんな状況ではないという話をされました。であれば、むしろさっき課長が話したように、これからの保険税の在り方との関係で、この財政調整基金を見ていく必要があるかと思っておりますので、その辺についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は認定すべきものと決しました。

（4）議案第10号 令和3年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第10号の審査に入ります。

当局の説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは続きまして、後期高齢者医療の議案第10号に係る補足説明をさせていただきますが、決算の内容につきましては、本会議で御説明を申し上げておりますので、こちらのほうにつきましても、本日配付しております「令和3年度後期高齢者医療の状況について」により御説明を申し上げていかがでしょうか。（「お願いします」の声あり）

では、お許しをいただきましたので、令和3年度後期高齢者医療の状況について御説明を申し上げます。

初めに、1の被保険者数の推移であります。太枠で囲んだ部分が令和4年3月末時点です。被保険者数は1万2,606人で、人口に占める加入率は21.13%となっております。前年度と比較して被保険者は7人減少しましたが、加入率は0.43ポイント上昇しました。人口に占める割合は、県内の市町村の中でも高い割合となっております。

2は、保険料の収納状況であります。表の右から3列目になりますが、現年度分の収納率は99.42%、滞納繰越分の収納率は22.03%となっております。前年度と比較し、現年度分は0.21ポイント、滞納繰越分は18.12ポイント減少しました。

3は、広域連合納付金の状況についてであります。太枠が令和3年度で、8億9,549万9,000円と前年度より2.55%減少しました。なお、参考の1人当たりの医療費の状況については、現時点で確定しているものをお示ししております。

以上が令和3年度後期高齢者医療の状況についてでありますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。よろしいですか。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 すみません、一つだけお伺いします。63ページの後期高齢者医療保険基盤安定負担金ということで2億円出しているんですけども、これは実際どのような形で運用されているのかお聞かせください。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

この後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、収入、所得の少ない方について、国保と同じように7割、5割、2割の軽減措置がございまして、その部分について、広域連合のほうに減額になった部分を納めているという形になっております。市の負担の分が4分の1、それから県の負担分として4分の3。4分の3はまず、県のほうから市のほうに入りまして、市のほうから連合会のほうに支出しているという状況になっております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 その上で、そこまでやっても、いわゆる後期高齢者の負担は税金なんですよ。

（「保険料」の声あり）すみません、保険料ね。保険料での滞納が出てくるというのは、実際はもう、年金からの天引き以外の部分で滞納になると思いますから、その安定化基金を使って減免をしておいて、さらに滞納にあるという生活で、全く収入がない方しかいないと思うんですけれどもね。そういう形でよろしいんですか。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

今、秋山委員のお話のとおり、後期高齢者の方々は収入が低くて、軽減してもなかなか生活の実態としては苦しいという実態だと思っております。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 それで、年齢でも75歳を超えているわけですからね。そこについては家族の援助もないということで、本人が自分で稼いで払うというわけにはなかなか難しいと思うんですよ。年金額のそういう200万円以下という形になると思います。年間の年金額ね。その中から保険料を出すなんていうのは無理な話だと思いますので、だとすれば、自分の生活そのものも維持できる金額ではないので、そこに保険料、割賦を出していくということは、かなり割賦をする側としても心が痛むのではないかなと思うんですけれども。その部分については、収納する段階ではどのようなお話をしながら、その努力をされているのでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 収納対策課長佐藤 浩君。

◎収納対策課長（佐藤 浩君） 委員おっしゃるとおり、うちのほうも後期高齢の保険料を滞納される方々というのはかなり厳しい状況にあるという認識を持っておりまして。その生活状況を聞き取りさせていただき、場合によっては、先ほどの中でも触れました滞納処分を執行停止するというこ

とを行っているところでございます。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 本人は収入が少ないから大変だけれども納められないという意思表示をしっかりとできるという、そんな状況でしょうか。それとも、割賦は来たけれども何だか分からないという世界なんでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 収納対策課長佐藤 浩君。

◎収納対策課長（佐藤 浩君） やはり高齢の方が多いので、その通知の意味から御説明しなければならぬ場面も多々ありますが、極力軽易な言葉で御理解いただくように努めているところであります。それはこちらも分かっていたら繰り返すような場面が多々あるかという状況でございます。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第10号は認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は認定すべきものと決しました。

（5）議案第20号 令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第20号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、各種会計補正予算書の97ページをお開き願います。

議案第20号令和4年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正額等につきましては、本会議において御説明申し上げましたとおり、保険給付費、交付金、償還金などの予算、計2万1,000円を追加するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。ありませんか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第20号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案を可決すべきものと決しました。

（6）議案第21号 令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算

◎委員長（菊田 篤君） 次に、議案第21号の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。市民生活部長佐々木智美さん。

◎市民生活部長（佐々木智美君） それでは、同じく各種会計補正予算書の119ページをお開き願います。

議案第21号令和4年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正額等につきましては、本会議において御説明申し上げましたとおり、後期高齢者医療広域連合納付金などの予算404万7,000円を追加するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎委員長（菊田 篤君） これより質疑に入ります。村上 進委員。

◎村上 進委員 聞くのにちょっと恐縮するのですが、私は宮城県の後期高齢者医療連合議会の4番議員でもありまして、年に2回の定例会があつて、この間8月5日に決算と補正予算が示されました。簡単に聞きますから、今回131ページの広域連合納付金657万7,000円、この理由と具体的にこれこれ積み上げたんですよという内容をお示してください。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） お答えいたします。

今回の補正で、126ページを見ていただきたいんですけども、歳入の繰越金が956万8,000円ございます。これが令和3年度から令和4年度の繰越金ということで確定しておるわけですけども。そのうち、今度は村上委員御指摘の130ページ、131ページの歳出のほうなんですけれども、ここの657万7,000円というのは、令和3年度の出納整理期間に。なので、令和4年の4月から5月分の保険料になりますけれども、その分が繰越金の中に入っておりますので、そちらを改めて整理して、

歳出の広域連合のほうに上げてある保険料ということで計上しております。

どうしても広域連合の予算の期間と、こちらの上げてある予算の期間が、出納整理期間の部分でずれがありますので、その部分になる金額でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 8月5日に招集された広域連合議会の補正予算では、市町村事務費交付金補助金として、裏腹なんですけど、7月、9月の被保険者への送付の支援事務費ということで1億2,000万円ほど補正計上があって、補正後は5億八千六百何かが計上されました。今回は、今、課長から説明があったとおり、出納閉鎖のずれがあって、その精算で657万7,000円が発生したということで、その補正ということですね。了解しました。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。（「はい」「ちょっと待って」の声あり）秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 すみません。初めて聞いたので、その出納閉鎖時期。普通、出納閉鎖は5月末に一般会計なんですけど、見ていない。ここから5月31日に閉鎖しますけれども、後期高齢は5月末閉鎖というのはないということですか。そこは、ずれというのはどういう意味なんですか。説明をお願いします。

◎委員長（菊田 篤君） 保険年金課長小松広和君。

◎保険年金課長（小松広和君） 例えば令和3年度を例で見ますと、令和3年の4月から今年の5月までが市のほうで受け入れる保険料の金額になりますけれども、広域連合のほうに上げてやるのは、5月までは入ってくるんですけども、支出なので、向こうのほうで受け入れる……ああ、こっち側から出すのが、支出が3月までの部分になりますので、令和3年度の4月から3月分と、それから令和2年度の出納整理期間も4月末になる。（「なるほどね」の声あり）令和2年度の4月の出納整理期間の分と、令和3年度の4月から3月の分、14か月分を上げてあります。

ただ、うちのほうの特会のほうに受け入れる部分は、令和3年の4月から令和4年の5月までの14か月分。どうしても会計の締め都合上で、その出納整理期間の分がずれがありまして、なので毎年後期の特会の場合は、収入がイコール支出とはならないという状況でございます。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第21号は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菊田 篤君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案を可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

◎委員長(菊田 篤君) 再開いたします。

(7) 請願第1号 気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に関する請願

◎委員長(菊田 篤君) 請願第1号の審査に入ります。

請願第1号気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に関する請願であります。

お諮りいたします。請願第1号については、審査の必要から、紹介議員の説明を聞きたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菊田 篤君) 御異議なしと認めます。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後1時01分 休憩

午後1時01分 再開

◎委員長(菊田 篤君) 再開いたします。

本日は、紹介議員千葉慶人君の出席を得ております。千葉慶人君におかれましては、お忙しいところ誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが審査に入ります。

請願第1号の内容について、紹介議員千葉慶人君に説明を求めることにいたします。千葉慶人君。

◎紹介議員(千葉慶人君) 本日は時間を設けていただきありがとうございます。

趣旨説明の前に、参考資料を準備させていただきましたので、それを皆様に配付することをお許しいただければと思います。

◎委員長(菊田 篤君) ただいま千葉慶人君から説明資料の配付について申出がありましたが、よ

ろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、配付のため暫時休憩いたします。

午後 1時03分 休憩

午後 1時04分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

千葉慶人君。

◎紹介議員（千葉慶人君） それでは、請願第1号気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例制定に関する請願書の紹介議員といたしまして、趣旨を御説明させていただきます。

まず、紹介議員となりました経緯ですけれども、この6月の会派の代表質問の際に、市長の所信表明等々を見た中で、健康の維持ということに関して、歯のことに触れていないと感じたのが第一でありまして。そのために気仙沼市の歯科医師会のほうに出向きまして、いろいろと研究、情報収集をした際に、現在歯科医師会では歯の健康づくり条例の制定に全国規模で動いているというお話を頂戴しておりました。

請願の理由にありますとおり、宮城県におきましては平成22年12月に宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例が交付され、また、平成25年9月26日には栗原市においても栗原市歯と口腔の健康づくり推進条例が施行されております。

このような情報を基に質問をいたしましたところ、市におきましても、中ほどにありますとおり、健康づくりプラン等々で触れており、実行はしているということでありましたが、それ以上の進展は考えていないようでありました。それを受けまして、歯科医師会さんのほうで、ぜひ条例制定を推進する請願をしたいという御相談を受けまして、紹介議員となった次第でございます。

皆様のお手元に渡しました資料には、研究誌の内容ではございますけれども、近年、歯周病あるいは歯が原因による糖尿病の悪化や口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防等々、口腔と全身に係る影響の論文が発表されており、その内容でございます。これを受けまして、健康の維持・増進のためには、やはりその入り口である歯と口腔の健康づくりが一番であるという信念に基づきまして、請願をするということでございます。

また、市のほうに関しましては、今年の4月、市長選挙の際に、宮城県歯科医師会の会長さんが口腔保険条例の制定の陳情を菅原 茂市長にしているということでありました。非常に重要な案件であり、これからのことにも大事なこと、また国におきましても、骨太の方針の中で歯科検診の義務化、国民皆歯科検診等を導入することを検討しているということでもありますので、ぜひ市議会におきましても、気仙沼市が制定に向けて動き出すよう後押しをしていただきたいという意味での今回の請願でございます。

なお、文章の後半のほうに、気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定、さらにはそれに基

づく基本計画の策定云々とありますけれども、あくまでも請願の趣旨としましては、この条例の制定ということでありまして。その後のことに関しましては、それに付随するということですので、この条例の制定に関する請願に関しまして、どうか御理解を賜りまして、よろしく御協議をお願いできればと思います。

以上でございます。

◎委員長（菊田 篤君） 説明は以上でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言をお願いします。村上 進委員。

◎村上 進委員 何点か、基本的なことを含めて紹介議員にお尋ねします。

請願の理由の後段のほうに、「気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定、さらにはそれに基づく基本計画の策定と推進協議会の設置を検討されたい」という請願の閉じ方です。その前段に、宮城県内における県、あるいは栗原市の状況が示されていますし、さらに中段に入りますと、本市の第3期けんめま健康プラン21及び第4次気仙沼市食育推進計画において、口腔の健康づくりの推進を掲げ、一定の記述があるということも薄々承知しております。

その上で、今回の気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例は、まさに健康づくりをするため、行為の推進をするという条例であって、例えば書きぶりなのですが、採択のその先には、この推進条例が理念的な条例として位置づけられてもいいのかですね。その理念条例を補完するために、様々な施策を補完している健康プラン21とか食育推進計画があるようにイメージされます。

さらに、齲歯の関係も出ていますが、学校給食の中の食育計画では、この歯と口腔の健康づくりの実績も、実はあるわけですね。虫歯が少なくなったとか。そういう問題も含めて、条例を制定するのであれば、その辺の関係。いわゆる読み取れる部分もあるんですが、子供たちの食育という観点に立つと、この推進条例の位置づけというのは、どういうふうに関連していくのかということも少し聞いておきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 紹介議員千葉慶人君。

◎紹介議員（千葉慶人君） どこからお話しすればいいかですけれども。第3期気仙沼健康プラン、あるいは食育推進計画において触れてあるということは、先ほども申し上げましたとおりですし、今、村上委員がおっしゃったとおりであります。

ただし、このさらに中段にありますけれども、その結果を受けましても、気仙沼市内の齲歯罹患率は県内でも高いままであるということが挙げられます。よりまして、より強力に歯と口腔の健康づくりを推進するために、このそれぞれのプランの中に組み込まれた1項目ではなく、その上位としての条例を定めていただき、それに従って、その下にある各それぞれのプランも改正していただくということが必要になるかと思えます。

また、一番最後にあります推進協議会云々ではございますけれども、他市の例を見ますが、歯と口腔の健康づくり推進条例。これは栗原市でございまして、これをつくるために各種団体、

各代表者等々の協議会等が設立され、その上で推進条例が定められ、その後、またそれに基づく基本計画の策定と続く流れになっておりますので。基本としましては、この歯と口腔の推進条例を定めることによりまして、それにつながる協議会、あるいはその後の基本計画策定という流れで、全てを抱合しての流れができるということになるかと思えます。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 少し具体的な例で何点か。一つは市内の齲歯率の関係がありますが、市内でもある地区に特化、例えば唐桑地区に特化すると、小学校の学校歯科医がかみかみ教室等を指導して、地産地消を使った食材で、かむことの大事さとか、その後の歯磨きの大事さというのを指導して、一部地方紙にも上げられたことがあります。全国的に虫歯ゼロのということで、全国の小学校の表彰歴があつたりします。

あともう一つは、健康増進課で取り組まれている健康フェスティバル、10月か11月頃に開催されてきています。その中では、この健康プランや食育計画に基づいて、歯の問題意識をどうするのかというコーナーを設けて、具体的に既に行政事務として、そのフェスティバルで展開しているという事実があります。

そういうことからすれば、あえて、何もないんじゃないくて、平たく言うと、既にやっている中身の整理をして、今回条例という一つの住民福祉に寄与する大事な決め事でありますから、全ての乳幼児から高齢者まで行き渡るような歯科口腔のケアについて決める条例でありますから。

まとめますと、具体的に今やっている事業と今回の推進条例のミスマッチを起こさないように整理をしていくためには、そういう情報共有をしながら、例えばその先に条例も大事なんです。気仙沼市口腔歯科健康都市宣言とかですね。そういう向かうべきスタンスをはっきりさせる方法もあるのかと思えます。

基本的には要らないよということじゃなくて、推進条例というのがいいなとも思うんですが、既にある取組と今後進むべき取組、そして具体に取り組んでいる様々な取組を整理をした中で、今回の採択する、しない、不採択を判断したいと思えますので、改めて伺ったわけでございます。ということで、紹介議員はその私の思いと同じところにあるのか。このことを伺っておきたいと思えます。

◎委員長（菊田 篤君） 紹介議員千葉慶人君。

◎紹介議員（千葉慶人君） ありがとうございます。

まず、一番最初にお話しいただきました唐桑の例でございますけれども、まさにそのとおりだと思います。片や虫歯ゼロの地域がある反面、気仙沼市全体としては齲歯率が高いということは、それは各地域地域の学校医さんなり個人の歯医者さん、そういう方に頼っている面が多いのではないかと思います。これを全体として低下させ、重要視するためにも、市全体としての取組が、今回

は条例制定ですけれども、必要なのではないかと思います。

また、それぞれ行われていますプランに基づく実施のフェスティバルにしても何にしてもですけれども、結局はそこに行き着くんですが、そうやっているいろいろやっているけれども、なかなか実効性が上がらない。これを、条例を制定することにより、その過程の審議会なり、その後の審議会なりで、それに基づいて。例えば具体的に言えば、今、住民健診におきましては歯科検診が入っておりません。小学校、中学校、学生まではコンスタントに毎年の健診でやって、その虫歯状況あるいは歯周病状況等をチェックするんですけれども、社会人になったとたんそれがなくなります。節目健診で歯周病の検診はありますけれども、そういうことも含めまして、やはり入り口の段階で、今具体的なことでは住民健診にという話をしましたけれども、そういうことも含めて基本的なことを決める条例を、全てを包括する意味で定めていただきたいと思います。

今までの健康づくりとかに入っている内容に関しましては、それは相反するものではなくて、それを全て抱合する形で、その後の会議等で変えていけばよいでしょうし。あるいはその結果として、当市は高齢化も進み、老人施設もかなりあります。そこで、この資料にもありますとおり、その歯と口腔の健康によって健康維持が図られるのであれば、それを受けた上での、今お話がありました歯の健康づくり都市宣言等々の、これは先の話ですからですけれども、あってもいいのではないかと思います。

まずは、全国でもこれに向けて歯科医師会が動いている、また国においてもその重要性を認めるということにおきまして、やはりこれは、それに向けて気仙沼市としても取り組んでいくべきではないかということでございます。これが今回採択されたからといって、明日明日にできるわけじゃなく、それに向けてのいろんな協議が必要になってきます。いろいろそういう方針が出てから慌ててやるよりも、今、先達者として、これを協議いただければ幸いであると思っております。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） 村上 進委員。

◎村上 進委員 最後に。私は思いを共有するんでありますが、少し心配になってくるのは、いわゆるお金の負担の問題です。このことが具体的に推進されるということになれば、例えば健診メニューとして歯科検診、口腔ケア検診が、住民総合健診ですかね、メニュー化されて、受診者の個人負担が発生したり、また片一方では骨太方針にあるように、国の一部財政出動があるかもしれませんということなんですね。

だから、いいことなんですけど、費用発生がしてくるということがあります。だから、そういうことも整理をしなければならぬ課題になってくるのかと思います。

請願者、紹介議員の思いと趣旨はよく理解しましたので、ありがとうございました。

以上でございます。

費用負担については何かありましたら。

◎委員長（菊田 篤君） 千葉慶人君。

◎紹介議員（千葉慶人君） 費用負担に関しましては、これは実際に行ってみないと分からないものですから、何とも言えないんですけども。国のほうで義務化等となれば、それは何らかの形での補助といいますか、入ってくるかと思えます。

また、本日お渡しした資料の棒グラフの一番後ろのページを見ていただければ分かりますけれども、歯科口腔機能管理を実施することによって在院日数が減少する、あるいは入院医療費が減少する、治療費が、医療費負担が減少するという結果も出ております。これからすれば、多少当局としての費用負担が健診の際に発生したとしましても、トータルで見ると、公費とかいろんな医療費に係る部分が減少するというので、これはいいことになるのではないかと考えております。負担に関しては発生するとは思いますが、それがどの程度か、あるいはどの程度の補助があるのかということ、今の時点ではちょっと申し上げられない状況でございます。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。村上 進委員。

◎村上 進委員 古い話なんですけど、温故知新なんですけど、医療の分野を3つぐらいに分けると、予防医療と建設医療と治療医学医療みたいなことがあって、そのカテゴリーごとにいろいろな費用負担が発生してきていると。今、紹介議員の話したとおり、口腔ケアや歯科検診で予防策を打てば、結果的に医療費が軽減されるということなので、それもそのとおりですし、それを同じように高齢者のフレイル予防だったり、そのことで介護保険の給付費が下がるという、それは分かるわけですね。だから、予防、建設、治療という分野があって成り立っているものですから、費用負担についても、しっかり議論をしないといけないのかと思えます。

それはあくまでも、この推進条例が定まった次のステップの中身なのかなという思いです。趣旨はよく分かりました、理解しました。ありがとうございます。

◎委員長（菊田 篤君） 説明はよろしいですね。（「要りません」の声あり）

ほかに。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 紹介議員にお尋ねします。

ここまで歯科医師会の会長さんとか、関係の方々とも懇談をしながら、請願を出してくれた努力について感謝を申し上げたいと思います。あわせて、請願を採択した後、しっかり条例制定に向けて当局が動かないと意味がないし、条例制定しても、それが実際に効果があるようにしないとイケないと思いますけれども。担当課のほうでは、今回の請願についてどんな受け止め方をしているか。もし感想があったらお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） 千葉慶人君。

◎紹介議員（千葉慶人君） 請願に向けてなんですけれども、先ほど当初の説明で申し上げましたとおり、私の6月の代表質問においても、そういう条例の制定の意思はないのかという質問をさせて

いただいたときに、気仙沼市においては、いわゆる健康づくりプラン等々でそれをやっておりますのでという答弁でありました。

それを受けて、歯科医師会さんでも、やはりこれはいろんなプランの中に入った形でやってもらうのではなくて、やっていることは認めつつも、やはりきちんとそれを統括する条例をつくってほしいと。市長のほうには既に要請は、県の歯科医師会の会長さんのほうで要請もしておりますので、その後、遅いと言ったら大変失礼ですけれども、なかなか動きに対しまして、議会のほうでこれを採択すべしということで、市当局にぜひ、すみません、表現が悪いですが、プレッシャーをかけていただきたいという意味合いでございます。

市当局のほうは、先ほど申しましたとおり、この請願を出してどうこうって……まあ、市のほうには出していないからですけれども、考え方としては、これがあるから今のところはいいでしょう、取り組んでいるからいいでしょうというスタンスであったかと思えます。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 なるほど。そういうことであれば、しっかりと請願出して、口腔ケアについてしっかり対応させていかなきゃならない。かなり大切な施策でございますので、了解しました。ありがとうございます。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ほかになければ、質疑もないようですので、紹介議員千葉慶人君に対する質疑を終了いたします。

千葉慶人君にはお忙しいところ、本委員会に出席していただき誠にありがとうございました。暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時29分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

それでは、請願審査のため、委員会として当局に説明を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、当局に説明を求めることにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時31分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

これより請願第1号について当局の説明を求めます。

説明の内容については、今回の請願書に関する受け止め方、それから以前に気仙沼歯科医師会さんから出された要望に対しての捉え方、受け止め方、それから今回の歯と口腔の健康づくり推進条例が制定された場合の具体的な進め方について説明を受けたいと思います。では、よろしくお願ひします。保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） 私からは、考え方のところだけをお話ししたいと思います。

行政が市民向けに、こういった姿勢で何かを行いますよといったときの、その進め方とすれば、宣言というやり方、あるいは条例というやり方、あるいは計画をつくるというやり方、それは様々あると思います。

本市においては、歯科衛生、歯科保健に関しては、健康づくり関係のプランであったり、食育のプランであったり、その計画書をもってその事業を進めるという姿勢でいっておりますので、過去に代表質問等で答弁しておりますとおり、この口腔衛生、口腔保健に関しましては、市としては計画をもって事業を進めてまいりたいと思っております。

なお、歯科保健についての現状と課題についても、それは理解はしておりますので、やらなくていいという話では当然ありませんし。もう一つ、世の中には、市町村の中では、この歯科だけにかかわらない、もう一つ上の健康づくり推進条例をつくっているところもありまして。その健康づくり推進条例をうたわず、歯科の条例だけでいったときのバランスとか、そういったところも考えますと、どこかの段階で、もしかすると健康づくり推進条例であったり、この歯科口腔の健康づくり推進条例であったりというをつくるタイミング、あるいは環境というのが出てくるかもしれませんが、現状では計画書の中で事業の進め方を大事にしたいと思っております。

◎委員長（菊田 篤君） 健康増進課長小松 進君。

◎健康増進課長（小松 進君） 市に要望のあったことについて、説明させていただきたいと思ひます。

今年の4月14日に気仙沼市の歯科医師会の加藤会長さんと、あと菅野前会長さん、また宮城県の歯科医師会の細谷会長さんで市長に会われたということを聞いております。そのときは私も同席しておりませんので、まず市長からの、やり取りの大まかなところのみお話しさせていただきますと、歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、策定の要望があったという形を伺っております。

その中で、こちらの市としては今現在、健康プラン21とか食育推進計画を策定して対応していると。また、どちらもその計画の中に策定委員としまして歯科医師会の会員の方、歯科医師さんのほうで参加していただいて御意見をいただいているという形をお話しさせていただきまして、そのときには推進条例の策定する、しないという部分については明言しておらないということになっております。経過としましては、そういう状態でございます。（「あと3番目の関係について」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） 今、2つの観点でのお話をしまして、3点目の条例ができた後の計画書であったり、事業推進体制のお話もされましたが、その前段のところ、計画をもって進める今の、それぞれの持っている計画にぶら下がっている推進体制、会議体で進めるということで、市としては考えておるといふところでもあります。

◎委員長（菊田 篤君） 説明は以上ですね。

これより質疑に入ります。村上 進委員。

◎村上 進委員 御出席ありがとうございました。3つの観点について御説明いただきましてありがとうございました。

そこで、例えば具体的に、既に条例があったり宣言がある例についてお話をしながら、考え方を伺っておきたいと思います。

ちょっと角度は違うんですが、非核平和都市宣言を、気仙沼市は合併しましたから平成18年かな、宣言をしていました。スローフードとか魚食普及とか、いろんな宣言をしております。特に非核平和都市宣言のその上に、平和行政推進条例というものも条例化してました。具体的に何をやってるのかという、この条例に基づいた事業については、広島、長崎への中学生の派遣をして平和を考えてもらうということのレポートをしたり、報告会をしたりという事業。あとは原爆のパネル展をその期間中にやっているという事例があります。

それで、どちらが先かというこの観点の問題なんですが、先ほど部長が冒頭話したとおり、行政が市民向けに条例をつくって、様々行政事務を展開する場合には、いろいろ宣言や条例や計画というものを前面に出して、それにのっとって予算の裏づけをして、スタッフを配置して、しっかりやっていくんだというのが、まず第一義だということなんですね。その上で今、3つの観点で説明されて、じゃあ具体的な例で今、非核都市平和宣言のお話をしました。

趣旨は今の世の中の流れに180度逆行するような条例の推進をしてください、制定をしてくださいという流れじゃなくて、常に問題意識を持って健康プラン21や食育計画、あるいは一部学校給食の中でも食育計画の中に定めて、具体にかみかみ教室とか虫歯ゼロの、実際やっている市内の学校もあるということからすれば、何とかこの請願は、私はとっても大事だと思うので。宣言なのか条例なのか計画なのか分かりませんが、既にある行政計画を一定整理をさせていただいて、具体的にこの口腔ケアとか歯の健康、歯科検診まで含めてメニュー化をしていくということが、私はいいのかなと思っているんですよ。ただ、そのためのこの前のインデックスというか、なぜ歯科検診、口腔ケアなのかということを明確に市民にアナウンスしていかないと、費用負担も発生してくると思うんですね。その辺を思っていました。

よって、今行政、市役所は考えてもいないんじゃないということもあって、請願の趣旨もそのとおりかみ合うので、ぜひ市役所の仕事の内容として具体的に進めていただきたいと思います。

まだ請願自体は、採択、不採択はまだ結論に至っていませんが、私はそういう思いでいますので、よろしく願いいたします。何かコメントがあれば。

◎委員長（菊田 篤君） 保健福祉部長小野寺憲一君。

◎保健福祉部長（小野寺憲一君） なかなか今のことに対して、コメントは難しいところではあるんですが。条例であれ宣言であれ計画であれ、私たちは歯科衛生、口腔保健に関する課題感を持っておりますし、それでこれまでも事業が進んできているということでもあります。

さらに、計画でいえば、けせんぬま健康プラン21の改定作業を令和6年度に向けて進める形になりますので、その計画書の中で口腔衛生、口腔保健のところをどのくらい、もしかすると例えば章立てということの考え方もあるかもしれませんが、そのときの状況を見ながら、改定作業の中でしっかりと考えてまいりたいと思います。

◎委員長（菊田 篤君） よろしいですか。ほかに。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 部長の腹はそういうことだというのは分かりましたけれども、今回のこの請願は、もう一歩進んだ形なんですね。ぜひ条例化してから進めていただきたいという請願なので、あとは当局がどういうふうなことをするのか見ながら議会では判断していきたいと思っております。

終わります。

◎委員長（菊田 篤君） 質疑ではないという。（「はい」の声あり）答弁はないということですね。三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 健康プラン21の、歯科のことを考える会議体があるということで。その会議体というのは、計画全体の会議体なのか、それとも歯科衛生の部分の会議体も下部組織としてあるのか。その辺、どのようになっているのでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 健康増進課長小松 進君。

◎健康増進課長（小松 進君） その会議体につきましては、健康づくり全体という形の会議体になりますので。その中には歯科医師さんも入っていますけれども、普通にいろんな団体さんの代表の方、市民の方も入っていただきながらの会議体となっております。

◎委員長（菊田 篤君） 三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 分かりました。

あと、もう一つですけれども、今の現状が分かっているわけではないのでお聞きしたいんですが。歯医者さんとかを予約すると、気仙沼だと3週間とか待つのが結構普通になってしまっていて、この気仙沼市全体の歯科医師とか歯科技工士の数が足りていない状態になっているのかどうかというのを、市のほうで把握されていますでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 健康増進課長小松 進君。

◎健康増進課長（小松 進君） お答えします。

今、市内の開業されている先生方を思い浮かべていたところなんですけれども、結構長年やられ

ている先生で、まず後継ぎの先生という部類がちょっと少ないかもしれません。

ただ、待たされているという部分につきましては、どうしてもその人の治療で、すぐすぐできる治療と、あとは一定程度落ち着かせてから進めていく治療とかもあるかと思うんですけれども、今の私のほうで今年度から開業しました大島のほうでいきますと、順調に。今までは臨時というような形で診療所を開院していましたが、今は結構地域のほうから利用していただいているような形で、需要はあるかと思うんです。ただ、そこの待たされているという部分についてはどうしても、足りていないというわけではないと思っているんですけれども、治療方針に基づいて、やっぱり一定期間空いているという部分に特化しているのかと思っております。

あと、予約時間という部分が、皆さん何曜日の何時とかそういうところで、結構土曜日とか、日にちを限定すると1か月後とかになっていくかと思っておりますので、その辺はちょっと予約のバランスと治療の計画の部分で混んでいるという、待たされているという感覚がどうしても出てくるのかと思っております。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） 三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 知り合いの歯科医師関係の方にお伺いしたときに、仙台圏だと1週間とか2週間以内に予約ができて、治療が速やかに行えるので、行く方も行きやすいというか、そういう状況で。気仙沼圏だと待つ期間が長いので、なかなか足が遠のいているというお話を、世間話程度にいろいろ伺っていて。そうすると、より市で条例なんかも別な形で力を入れることで、さらなる要望と、歯科医師会のより密な協力というか連携体制がつけられるのかと思っております、ちょっと関係があるかと思っております。

あまり今の、どのくらい足りているとか、そういう状況というのは、そこまで詳しくは把握されていないということですかね。

◎委員長（菊田 篤君） 健康増進課長小松 進君。

◎健康増進課長（小松 進君） 市のほうで、まずどの医院が結構待たされているかという部分はあるかと思うんですけれども。すみません、個人的な話をすると、私は何曜日のあたりに治療に行けるからということで予約をすると、やっぱり1か月半後とかという形で、どうしても集中するところがあるので、そういうものがどうしても次の治療まで負担を要するのかという部分もあったので、先ほどお答えさせていただきました。

歯科医院の数と助手、スタッフの人数については、少ないというわけではないかと思っております。ただ、どうしても先生方からも治療方針が示されますので、あと何週間後とかという形で対応されているかと思っておりますし、また歯科医師会さんでも休日当番医という形で休日も開院していただいておりますので、そのところでも診療が必要な方については、つながっていると考えております。

（「ちょっと休憩してください」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時51分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

三浦委員はよろしいですか、質問。（「はい」の声あり）ほかに。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、これにて質疑を終結いたします。

当局退席のため暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。（「委員長、議事進行」の声あり）

村上 進委員。

◎村上 進委員 今、議題となっております請願第1号の審査について、議員間討議の開催を申し出ます。お取り計らい願います。（「賛成」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） ただいま村上 進委員から自由討議の申出があり、賛成がありました。

暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時07分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開します。

ただいま村上 進委員から自由討議の申出がありましたので、討議の具体的な論点について説明を求めます。村上 進委員。

◎村上 進委員 私は、今回議題となっております請願第1号気仙沼市歯と口腔の健康づくり推進条例制定に関する請願書について申し上げます。

先ほどは、紹介議員千葉慶人君から、請願の要旨、理由について説明もありました。それから、過日、気仙沼市長において4月14日出された市内歯科医師会、あるいは県の歯科医師会との要望事項の対応等についても状況を報告いただきました。

その上で、今回この請願の論点は、今、気仙沼市で歯と口腔の健康づくりという事業が行われている、いないということもありました。翻ってみますと、既に健康プラン21や食育計画、あるいは一部の義務教育施設の学校給食の中で、学校歯科医が口腔外科や歯の健康について取り組んでおられます。そういうことからすれば、今回この条例の制定を検討することについての請願については、既に行っている行政事務をしっかりと体系づける、条例化をする、宣言化をする、計画化を特化し

てつくるということからすれば、私はそういう論点から絞っていくと、この請願書は採択が妥当だということで意見を開陳したいと思います。いいですか。（「議事進行」の声あり）

◎委員長（菊田 篤君） 秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 委員長は何を論点にして討論をするかということで、話しをしていたんですけども。今、そういうことでもう始まっていますので、そのまま続けていいと思います。委員長の最初の提案とはちょっと違うんですけども、それでいいんでしょうか、どうでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） 暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時08分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

ただいま秋山委員から、自由討議の具体的な論点についてのお話がなかったというお話がありました。

改めて村上 進委員にお伺いいたしますが、今回の論点について説明をお願いします。

◎村上 進委員 請願書の理由にも詳細記載されてございまして、請願の最終的な目的は条例制定と、その条例に基づく歯と口腔外科の基本計画をつくること、そしてそのことを後押しする推進協議会等を設置することを検討する、してくださいということなので、そういう論点でお願いしたいと思っています。

そのことを、さっき請願紹介委員の説明もありましたし、担当部署の部課長の説明もあったので、理解をしました。ということでよろしいでしょうか。

◎委員長（菊田 篤君） ただいま村上委員のほうから、歯と口腔の健康づくりについての施策を総合的に精査しながら進めるということと、この推進条例の制定、それから制定後の協議会の設置等の流れということでのお話があったと理解いたしました。皆さんから、ただいまの村上委員の説明について質問はありませんか。（「なし」の声あり）よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ほかに質問がないようですので、お諮りいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時11分 再開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

質問がないようですので、お諮りいたします。ただいま申出のありました歯と口腔の健康づくりに関する現在の施策の整理、歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、それから推進条例制定後の推進協議会等の設置の検討を論点として、自由討議を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菊田 篤君) 御異議なしと認めます。よって、自由協議を行うことに決しました。

これより自由討議に入ります。

委員長からお願いいたします。発言内容は簡潔に、討議の論点が明確になるよう、各委員の御協力をお願いします。

それでは、先ほど説明がありました論点に関して、各委員の御意見を発言願います。村上 進委員。

◎村上 進委員 紹介議員及び市役所担当部署職員からの、この請願第1号についての説明がありました。

論点1つ目の、現行の行政の健康プラン21あるいは食育計画の中の歯と口腔外科の位置づけは、既に行政の事業として展開してあるということでありますので、それを歯と口腔ケアに特化して取り組むということについては、とてもいいことだと思います。

例えば、宣言や計画や条例が、どちらが先かという議論もあると思いますが、今回ゼロからの取組じゃなくて、既に気仙沼市役所の行政の事業を事務として行っていることを整理すれば、そのことを整理した上で条例化を検討することもやぶさかではないと判断しますので、そういう整理を進めるべきと思っています。

◎委員長(菊田 篤君) ほかに。熊谷伸一委員。

◎熊谷伸一委員 請願の趣旨としての歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に関しては、制定の方向で進めるべきと、概要を採択すべきと思うんですが。ただ、これまでの説明の中でも感じているんですが、今、村上委員もお話しされたように、健康プラン21、食育推進計画の中での先行して行っている口腔、あるいは歯の事業が行われているんですけども、健康づくりの推進条例の制定とともに基本計画の策定とか推進協議会の設置ということで、やはり整理をする必要があるだろうと思っています。ダブルスタンダードではないにしろ、2つの流れがあったんでは、これは本末転倒だと思うので。条例制定の概要は分かるんですけども、それに向けて整理をしながら進むということが必要だと思うんですね。

なので、この請願の趣旨である健康づくり推進条例の制定ということに関しては認めつつも、内容の精査とか、事業の精査とか、あるいはそういった推進協議会の設置については、やっぱり時間を要するんだろうと思っています。そういったところが整理されていくべきであるので、どのような形にするかはこれからの議論でしょうけれども、入り口としては、推進条例の制定というのは採択すべきかと思っています。

◎委員長(菊田 篤君) ほかに。秋山善治郎委員。

◎秋山善治郎委員 まさしく歯周病が命取りになるという形が結構あるものですから、市民の健康を守る、命を守るという点で、今回の請願については採択をしながら、そして今の市当局の行政の進

め方を見守っていくということが今必要なのではないかと考えております。

そして、令和6年度に向けて健康プラン21を改定する作業ということで、その中で当局がどこまでそこに踏み込んでいくのかというところを見ながら、もし全くそこについて踏み込んでいかなかったら、議会として独自に条例を提案していくというぐらいの覚悟を持ってやっていくこともできると思いますので、今回のことについては、この請願については採択する方向で検討したいと思います。

終わります。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。遠藤秀和委員。

◎遠藤秀和委員 今の秋山委員の発言で、ごくっとか何か飲み込んだような気がします。

本来のこの請願の趣旨はすごく分かります。推進委員会も「検討されるよう」請願しますというんであればいいんですが、表題や請願の趣旨の中でも、条例制定が目標のような感じがして、これがちょっと私にも腑に落ちなかったんですが、今、秋山委員から当局の動向を見守るというお話をいただいたので、今回のこの請願書については受ける方向で採択したいと私も思いました。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。村上伸子委員。

◎村上伸子委員 私も条例制定というものをすごく重い、突き付けているような感じで、そこがちょっと踏み込めなかったんですけども。皆さんの意見をそれぞれ吸い上げたところ、言っていることは目標、目指すところは同じだと、市民の健康を守ると。あとは、歯科医師会の方々の意見を酌んだというところで、私も上位の計画云々、さっきちょっとこだわっていたけれども、歯だけでなくそのほかの健康に関する条例、重いものはどうするんだとか、そういう思いがありましたが。取りあえず今回の請願は採択するということで、単純に考えてここで採択することに私も賛成とします。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。三浦友幸委員。

◎三浦友幸委員 私も今までの皆さんの意見を聞いていて、同じく採択したほうがいいと思うんですけども。これを進めるに当たって、より歯科医師会の方々が密にこれに参画して、より進めてくれるんじゃないかと思うんですね。こういう事例をつくっていくのが大事かと思うので、私はこの採択に賛成します。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに。三浦委員。

◎三浦由喜委員 歯科医師会で4月14日に市長に要望か何か、ちょっとどういう内容だか分かりませんけれども、そういう要望等があったと。それを受けてやったわけでもないんですが、私は6月の定例会の会派代表で、このように申し上げました。

「政府は、全ての国民に歯科検診を義務づける制度を導入の検討に入ったようではありますが、丈

夫な歯を維持して心身機能の低下や病気の誘発を防ぎ、医療費の抑制につなげるという発想のよう
でございます。本市として、口腔ケアの重要性を再確認する必要があると考えますが、いかがでし
ょうか」と実は質問したんですよ。

それに対して市のほうでこう答えたんです。「口腔ケアの重要性についてということで、歯科検
診の義務化については子細が明らかになっておらず、国の動向を注視しているところであります。
一方、本市では」、ここからですね。「平成29年度に策定した第3期気仙沼健康プラン21及び昨年
度策定した第4次気仙沼市食育推進計画において、ライフステージに合わせた歯と口腔の健康づく
りの推進を掲げ、乳幼児、学童期や成人、高齢期など、各ステージごとの歯科保健事業に取り組
んでいるところであります。また近年、コロナ禍のマスク着用や交流機会の減少により、口腔機能の
低下も懸念されており、今年度から地域の高齢者を対象としたオーラルフレイル予防事業に取り組
むこととしております。引き続き、ライフステージの特性に合わせた虫歯・歯周病予防及び口腔ケ
アを推進し、最終目標としている80歳になっても20本以上自分の歯を保つという8020運動の浸透を
より一層図ってまいります」と答えているんですよ。

これについては、これはこれで私は理解したんですけども、そういう参画において、この請願
書が今回出されました。私は条例まで踏み込んだ形での質問は実はしなかったんですが、最終的に
は条例化も考えなくちゃいけないと思います。それで実際条例化した後に、それに基づく、ここに「基
本計画の策定と推進協議会の設置を検討されるよう」とあるんですが、これはこれで今お話した
ように、当局では既にそういう、国の子細は分からないんだけど、進めているんだということ
に対して、私は理解をしたいと思いますし、考え方は先ほど秋山委員がお話したとおりの考えと
全く同じであります。

以上です。

◎委員長（菊田 篤君） ほかに御意見等ありませんか。（「なし」の声あり）これにて自由討議を
終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休 憩

午後 2時24分 再 開

◎委員長（菊田 篤君） 再開いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）よろしいですか。討論を終結いたします。

採決いたします。請願第1号は採択することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菊田 篤君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決まし
た。

なお、この請願については最終日に委員会報告となりますが、委員会報告案については、正副委員長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菊田 篤君) 御異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

◎委員長(菊田 篤君) 次に、4、協議に入ります。

所管事務調査報告書の提出について協議いたします。

本定例会の最終日に提出予定の所管事務調査報告書がまとまりましたので、サイドブックに掲載しております。報告事項といたしましては、7月13日の所管事務調査及び行政視察の報告となります。内容を確認していただき、気づいた点等があれば16日金曜日までに私か事務局に報告していただきたいと思っております。

なお、誤字脱字等の修正については、正副委員長に御一任いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

次に、(2)閉会中の所管事務調査について協議いたします。

12月定例会までの間となりますが、今回はどういたしましょうか。村上 進委員。

◎村上 進委員 実施をお願いします。

◎委員長(菊田 篤君) よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、市内所管施設調査については、実施するという事で申出いたします。(「ちょっと休憩いいですか」の声あり)

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時30分 再開

◎委員長(菊田 篤君) 再開いたします。

所管事務調査については実施するという事で申出いたします。

なお、閉会中の所管事務調査の申出書を最終日に提出することとなりますが、文言等につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菊田 篤君) 御異議なしと認めます。

5、その他。ほかに何かございますか。(「なし」の声あり)

以上をもちまして民生常任委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2時30分 閉会

令和4年9月9日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

民生常任委員会 委員長 菊 田 篤